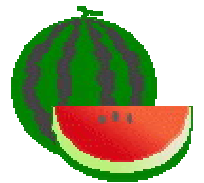


1. 先進医療とは・・・

最近にテレビでよく見る生命保険会社のCM(ニュース番組では、と勘違いをしそうなあのCMです)の中で、「先進医療特約」が付けられると強調をしていますが、そもそも先進医療とはどのような医療なのでしょうか。

先進医療は、厚生労働大臣の定める「評価療養」のひとつで、先進医療の技術料、サービス料の部分は全額自己負担になりますが、通常の治療と共通する部分(診察・検査・投薬・入院等)の費用は一部負担分の支払済み、残りの額は「保険外併用療養費」として給付される、保険診療と保険外診療の混合が認められる制度です。平成22年7月1日現在で固形がんに対する重粒子線治療、超音波骨折治療法、インプラント義歯などの86種類の先進医療について、当該技術の施設の要件が設定されています。施設の要件が設定されるということは、医療技術のみが先進医療として定められているわけではなく、実施する医療機関も合わせてセットで定められているということにご注意ください。

CMで紹介されている重粒子線治療の費用は約300万円と高額ですが、先進医療の全てが高額であるとは限りません。また、「評価療養」は、保険給付の対象とするべきかどうかについて適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価をおこなうために設けられていますので、今現在は先進医療と定められる医療技術であっても、将来的には保険診療でまかなわれるということも十分にありえます。ごくわずかな特約保険料で将来に起きるかもしれない高額のリスクに備えるということは、保険の持つ本来のあり方でしょうが、はたして「先進医療特約」が本当に必要なのかどうか、判断が悩ましいところです。



2. 平成21年度における過労死等や精神障害等の労災補償状況

先月15日に、東京労働局が「平成21年度における脳・心臓疾患(過労死等)及び精神障害等事案(過労自殺含む)に係る労災補償状況(東京労働局分)」を発表しました。

脳・心臓疾患(過労死等)は請求件数180件・認定件数45件でともに前年度よりも減少、精神障害等事案(過労自殺含む)では請求件数201件で前年度より増加・認定件数は33件で前年度より減少となりました。また、同発表資料では、「東京労働局における過労死・過労自殺等の防止に向けた取組」として、長時間労働・過重労働の抑制や防止のための指導、情報の周知などの取組を挙げています。

長時間・過重労働との関連についても次のように認定基準を通達に定め、長時間労働とのかかわりが評価されました。

脳・心臓疾患...発症前のおおむね1週間に特に過重な業務についた、または長期(約6ヵ月間)にわたり著しい疲労の蓄積をもたらす過重業務についたこと。

精神障害等...発症前のおおむね6ヵ月の間に客観的に一定の精神障害を発生させるおそれのある業務により強いストレスがあったこと。

重大事故など突発的な事態によるこれらの認定もあり得ますが、現実には大半が長時間労働・過重労働との関連性が認められているようです。このこともあり、脳・心臓疾患や精神障害と長時間労働の問題がセットとなって考えられています。精神障害等の労災認定においても恒常的な長時間労働とのかかわりが重要視されているといえますので、今後ますます、長時間労働の体質のある会社においては、今後ますます、労務管理をしっかりと長時間労働の抑制を図るように努めることが大切でしょう。

3. 夏季休業のお知らせ (8/12~16)

8/12(木)~16(月)まで、夏季休業とさせていただきます。何卒、ご了承くださいませ。

編集後記

日本中がワールドカップに沸いた7月でした。そして、気づけば夏本番。「暑い夏」と言えば、やっぱり阿波踊り!今年の阿波踊りの日程は、武蔵小金井が7/24、三鷹は8/21,22、そして高円寺は、28、29日です。今年は、徳島の阿波踊りも観に行きます。本場の熱気を肌で感じたいと思います (秋山)

あおぞら人事・労務サポート
特定社会保険労務士
秋山幸子 (登録 NO.13050514)
三鷹市下連雀 3-33-7-701
TEL:0422-24-8625
FAX:0422-24-8605
E-mail: info@aozora-sr.com
URL: www.aozora-sr.com